

「地方分権改革」の推進及び当面の財源確保に向けた共同アピール

地方はこれまで、三位一体の改革に際して、地方分権の推進に向け、国庫補助負担金改革のための削減リストを作成する一方で、大幅な事業見直しや総人件費の抑制を行うなど、国を上回るペースで自ら徹底した行財政改革に懸命に取り組んできたところである。

しかし、三位一体の改革は、3兆円の税源移譲という一定の成果が得られたものの、地方交付税が大幅に削減され、また、国庫補助負担金改革では、国の強い関与を残したまま補助負担率を引き下げる手法が多く用いられるなど、地方の裁量拡大に結びつくものがほとんどなく、地方分権推進の観点からは極めて不十分なものととどまり、地方分権改革は未だ道半ばにある。

このため、中央集権型の行政システムから転換を図り、国の関与・規制の見直しを行い、住民自ら政策を決定して責任を負える体制を確立し、自治体が、住民に必要な行政サービスを、住民の自立的選択のもとで担えるような真の地方分権社会を実現すべく、強力に改革を進めていかなければならない。

このような決意のもと、地方は一致団結して、税財政改革を中心とした7つの提言をとりまとめ、12年ぶりに地方自治法の意見提出権に基づき、国に対して「地方分権の推進に関する意見書」を提出した。しかしながら、これに対する国の回答は、7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」の域を出ない抽象的な内容であり、また、地方が求めた「(仮)地方行財政会議」の設置や「地方共有税」については何ら触れられておらず、極めて不十分なものと言わざるを得ない。

このような状況を踏まえ、我々としては、真の地方分権社会の実現に向けた一層の取組を進めるべく、国に対して次のことを提案するものである。

記

- 1 真の地方分権につながる「(仮)新地方分権推進法」の早期制定と「(仮)新分権一括法」の制定を実現すること
 - ・ 国は、地方の意見を踏まえた上で、今後の地方分権の基本方針や検討体制などを盛り込んだ「(仮)新地方分権推進法」を早期に制定するとともに、内閣に推進体制を設けた上で、地方分権を具体的に進めるため、国と地方の役割分担を明らかにした「(仮)新分権一括法」を制定すること。
 - ・ 「(仮)新地方分権推進法」の中に、地方に関わる重要事項についての政府の政策立案及び執行に関して、地方の意見を反映させるため、地方と政府の代表者等が協議を行う「(仮)地方行財政会議」の設置を定め

ること。また、同会議が設置されるまでの間、「国と地方の協議の場」を継続的に開催すること。

2 地方の自主的・自立的な行財政運営を可能とする権限と税源の移譲を行うこと

- ・ 地方分権の理念に基づいて国と地方の役割分担を明確にした上で、生活保護費等国が真に責任を持って負担すべき分野を除き、国が地方に対して義務付けている事務事業等の見直しにより国庫補助負担金は原則として廃止するとともに、自主的・自立的な行財政運営に必要な税源移譲を行うこと。

3 地方一般財源の所要額を確保すること

- ・ 地方交付税が、福祉、教育などの基本的な行政サービスを国民が全国どこでも等しく享受できるようにするために必要不可欠な地方固有の財源であるという制度の本質を踏まえ、来年度予算編成に向けて、地方財政計画ベースで、地方財政の安定的な運営に必要な一般財源の総額を確保すること。とりわけ、政府主導による度重なる景気対策や市町村合併等の地方債にかかる償還財源を地方交付税で措置するとした過去の約束を確実に履行すること。
- ・ 地方交付税制度の見直しにあたっては、地方の実情を十分に反映する必要があることから、単に人口、面積だけで算定するといった極端な簡素化を行うことなく、地域間で差異のある自然的・社会的条件を十分勘案し、財源保障機能や財源調整機能が十分確保されるよう、適正に制度設計を行うこと。
- ・ 特に、農山漁村や中山間地域は、水源かん養・国土保全などの公益的機能をはじめ、人材や食料、エネルギー等の供給基地としての機能を発揮して国土を支えており、こうした地域がこれからも重要な役割を担っていくことができるような地方交付税制度とすること。

4 公営企業金融公庫の財務基盤を新たな組織に確実に承継すること

- ・ 共同債券発行機能を果たすため、必要な財政基盤を確保し、円滑な運営ができるよう、現在の公営企業金融公庫の財務基盤（債券借換損失引当金等）を新たな組織に確実に承継すること。

平成 18 年 8 月 31 日

中四国サミット

（中国・四国 9 県知事、中国・四国経済連合会会長）